

## 中村学園大学 (含む短期大学部) 研究紀要刊行規程

- 第1条** 中村学園大学・中村学園大学短期大学部 (以下「本学」という。)は、研究成果 (論文) を発表するため、研究紀要を刊行する。
- 第2条** 前条の研究紀要は、中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要と称し、英文名は Bulletin of Nakamura Gakuen University and Nakamura Gakuen Junior College とする。  
2 略称は、中村学園紀要とし、英文名は Bull.Nakamura Gakuen とする。
- 第3条** 研究紀要への投稿者は、本学の専任教育職員・教務職員 (副手)、大学院生及び編集委員会が認めた者に限る。  
ただし、学外の共同研究者は、本学専任教育職員が論文筆頭者となる場合、連名で投稿することができる。
- 第4条** 研究紀要編集刊行のため、編集委員会 (以下「委員会」という。)を置く。  
2 委員会は、次の各号の区分から1名計9名の委員をもって構成する。  
(1) 栄養科学研究科 1名  
(2) 流通科学研究科 1名  
(3) 人間発達学研究科 1名  
(4) 栄養科学科 1名  
(5) 人間発達学科 1名  
(6) 流通科学科 1名  
(7) 食物栄養学科 1名  
(8) キャリア開発学科 1名  
(9) 幼児保育学科 1名  
3 委員は、各所属研究科・学科が推薦し、大学院研究科委員会及び教授会の承認を得て学長が委嘱する。  
4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第5条** 委員会に委員長を置く。  
2 委員長は委員の互選による。  
3 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。
- 第6条** 研究紀要への投稿者は、別に定める要領にしたがって委員会に論文を提出する。
- 第7条** 委員会は、原稿の査読を求めた後、採否を決定する。  
2 委員会は、編集の都合により論文の掲載について著者と協議し、調整することがある。
- 第8条** 別刷は、50部まで本学負担とし、これを超える増刷分は投稿者の負担とする。

### 附 則

- この規程は、昭和48年4月1日から施行する。  
この規程は、昭和55年9月30日から施行する。  
この規程は、昭和62年11月1日から施行する。  
この規程は、平成4年12月7日から施行する。  
この規程は、平成12年4月1日から施行する。  
この規程は、平成12年10月1日から施行する。  
この規程は、平成14年4月1日から施行する。  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
この規程は、平成17年4月1日から施行する。  
この規程は、平成17年7月1日から施行する。  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。